

議案第 8 号

逗子市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

逗子市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

平成30年 2 月 6 日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

逗子市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年逗子市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 教育委員会の委員の項中「119,000円」を「70,000円」に改め、同表監査委員の部識見委員の項中「147,000円」を「121,000円」に改め、同部議員委員の項中「40,000円」を「32,000円」に改め、同表選挙管理委員会の委員等の部委員長の項中「58,000円」を「31,000円」に改め、同部委員の項中「53,000円」を「28,000円」に改め、同表個人情報保護委員の項中「月額 100,000円」を「支給しない。」に改め、同表環境評価審査委員会委員の部、景観審査委員会委員の部及び開発事業紛争調停委員会委員の部を削り、同表中

介護認定審査会委員	日額 25,000円
障害支援区分等判定審査会委員	日額 25,000円

を

介護認定審査会委員	医師又は歯科医師の委員	日額 25,000円
	上記以外の委員	日額 20,000円
障害支援区分等判定審査会委員	医師	日額 25,000円
	上記以外の委員	日額 20,000円

に、

」

「

条例第1条第4号、第5号、第8号から第10号まで、第19号、第20号、第22号、第25号から第40号まで、第42号、第43号及び第45号から第55号までに掲げる職にある者	委員長（会長及び議長を含む。）	日額 12,500円
	委員	日額 11,500円

を

」

「

条例第1条第4号、第5号、第8号から第10号まで、第19号から第40号まで、第42号、第43号及び第45号から第55号までに掲げる職にある者	委員長（会長及び議長を含む。）	日額 12,500円
	委員	日額 11,500円

に

」

改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（提案理由）

財政状況及び社会情勢等を鑑み、報酬額の改定の要あるため提案する。